

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C営業所に配属され、乗務員として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、集配センターにて配達商品をトラックに積込む作業中、腰に負担がかかり「カクン」となったという。請求人は同日、D外科胃腸科を受診し「腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断され、通院加療を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたが、請求人には同一系列に既存の障害等級第14級の障害が存していたことから、加重には該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超え、加重に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件傷病により請求人に残存する障害として評価すべきものは、腰部及び下腿の神経症状と認められるため、当審査会において、改めて、医学的所見について画像所見を含め精査したが、本件傷病による画像上の他覚所見は認められないものであり、決定書理由に説示するとおり、請求人の神経症状は、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

(2) よって、請求人の新たなる障害の程度は、既存の障害等級第14級より重いものとは認められず、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、加重には該当しないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。